

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第777号 平成26年7月29日

## ストーカーは何を考えている（1）

ストーカーの存在は、全国的にも極めて深刻な社会問題となっています。

我が国では、桶川ストーカー殺人事件を契機に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定（2000年（平成12年）11月から施行）され、ストーカー行為が規制されています。

しかし、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の制定以降も、下表の通り、ストーカーは一向に減る気配はなく、それどころか2013年（平成25年）にこの法律が厳しく改正された以降急激に増加しているのは、皮肉としかいいようがありません。

過去5年間のストーカー事案の認知件数の推移（人）

	H21	H22	H23	H24	H25
全国	14823	16176	14618	19920	21089
北海道	426	390	404	794	1018

警察庁及び道警資料から作成

ストーカー規制法では、「ストーカー行為」について「同一の者に対し、つきまとい等を反復してする事」とされています。

また、「つきまとい等」については、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかった事に対する怨恨の感情を充足する目的」で、その特定の者や親族等に対して以下の行為をする事をいうとされています（ストーカー規制法第2条）。

- ① つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居や勤務先等通常所在する場所（住居等）の付近で見張りをしたり、住居等に押し掛けたりすること
- ② 特定の者の行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと
- ③ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること
- ⑤ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと

- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと

なお、①から④までの行為については、「身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る」事とされています。

ここまで少々長くなりましたが、ストーカー行為とはどういうものかを知っていただくために、あえて引用してみました。

昔なら、振られた相手を忘れられず、何時までもぐずぐずしていると、先輩が「未練がましい」とか「あんな女（男）なんかさっさと忘れてもっと良い人を探せ」等とアドバイスした（私には、された経験はありませんので、念のため）ものですが、今では殺人という最悪の事態にまで至るケースや、全く見も知らぬ相手から一方的にストーカーされるといった事態が頻繁に発生しており、相当に深刻な状況にある事は確かです。

また、ストーカーの被害者は、ストーカーから身を隠すようにして生活せざるを得ないというのも非常に問題で、ストーカー行為をする側にどのような理由があるにせよ、決して許されるものではありません。（塾頭：吉田 洋一）